

西宮市環境局環境施設部ダイオキシン類対策委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 委員会は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）に基づき、西宮市の焼却施設に起因するダイオキシン類に労働者がばく露することを防止するために設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画に関すること。
- (2) 委託先事業者等との協議組織の設置、及び、推進計画等の協議に関すること。
- (3) 労働衛生教育に関すること。
- (4) ダイオキシン類のばく露を低減するための措置に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 環境施設部安全衛生委員会の総括安全衛生管理者
- (2) 環境施設部安全衛生委員会委員
- (3) 環境施設部安全衛生委員会から指名された者
- 2 委員会の委員長は、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会を招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指定した者がその職務を代行する。

(対策担当部門及び対策責任者の職務)

第5条 委員会に対策担当部門及び対策責任者を置く。

- 2 対策担当部門は西部総合処理センターとする。
- 3 対策責任者は施設管理課長とし、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) ダイオキシン類対策委員会の運営に関すること。
 - (2) 委託先事業者等との協議組織の運営に関すること。
 - (3) 推進計画の委託先事業者等への周知に関すること。
 - (4) その他推進計画の実施に関する事項。

(施行細則)

第6条 この委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附則

この要綱は、平成13年9月18日から施行する。

平成12年8月21日施行の西宮市環境局環境施設部がイキシ類対策委員会設置要綱は廃止する。

以上